

長南町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 6 年 1 月 1 日
長南町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

長南町においては、平地と中山間が混在しているものの、その多くの営農類型は水稻で、一部で、蓮根や畑作が行われており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向かた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、基盤整備のされていない区画、形状の悪いほ場や山沿いの畠地等が多く、また、有害獣による農作物の被害等、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、平地では土地利用型の畠作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用した取り組みをさらに推進していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業、農村を築くため法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、長南町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法 6 条第 1 項に規定する長南町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年7月)	1, 180 ha	550 ha	46 %
目 標 (令和9年7月)	1, 180 ha	470 ha	40 %

注1：(A) の管内の農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - 農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長連名通知）に基づき実施する。
なお、従来から行っている、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
 - 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
 - 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について
 - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
 - 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年7月)	1, 180ha	377ha	32%
目 標 (令和9年7月)	1, 180ha	390ha	33%

注1：(A) の管内の農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和6年7月)	598戸 (33戸)	9 経営体	4 経営体	10 経営体
目 標 (令和9年7月)	593戸 (34戸)	10 経営体	7 経営体	11 経営体

注1：「総農家数(うち、主業農家数)の現状値は、2020年農林業センサスによる。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 地域における農業者等の話し合いの活性化について
 - 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「地域計画」の見直しに主体的に取り組む。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
 - 農業委員会は、長南町産業振興課、千葉県農地中間管理機構、長生農業協同組合と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢者農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地を農業委員及び推進委員の地域活動等を通じて把握することにより、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた農地中間管理事業との連携、活用を検討する。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
 - 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換との利

用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の併用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
- 農地の所有者を確知できない農地については、公示手続きを経て千葉県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (令和6年7月)	3人 (1. 6 ha)	0法人 (0 ha)
目 標 (令和9年7月)	5人 (2. 6 ha)	1法人 (5 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
- 千葉県や全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- ② 長南町との連携
- 長南町が進める新規就農に関する施策について、積極的に意見を発信し、新規就農の受入れを促進する。
- ③ 企業参入の推進について
- 企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構の活用等により積極的に企業の算入の促進を図る。
- ④ 女性農業者参入の推進
- 就農意欲のある女性の把握に努め、就農への働きかけを行っていく。
- ⑤ 農業委員会のフォローアップ活動について
- 農業委員会の区域内において、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域に

について、新規就農を促進する。

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。